ひょうし

大阪市地域福祉基本計画　概要版

令和3年度から令和5年度

だれもが自分らしく安心して暮らし続けられる地域づくり

令和3年3月

大阪市

この冊子には、両面に網目模様の音声コード（Uni-Voice）をつけています。

（ひょうなどの音声のみの表現では難しいページは無い場合もあります。

この音声コードを専用の読み取り装置を使用することで、冊子の掲載内容を音声で聞くことができます。

音声コードはQRコードとは異なります。

１ページ

１

計画の考えかた

１の１

計画策定の背景と趣旨

大阪市では、「市政改革プラン」に基づき、ニア・イズ・ベターの考えかたのもと、それぞれの区において、地域の実情に応じた特色ある地域福祉の取り組みが進められています。

平成30年3月に「大阪市地域福祉基本計画」（計画期間：平成30年度から令和２年度）を策定し、地域福祉を推進してきました。

各区の取り組みをさらに強力に支援するとともに、福祉人材の育成・確保や権利擁護の取り組みなど、各区に共通する福祉課題や、法制度改正等への対応など基礎的な部分は、市域全体で推進するための計画として、「大阪市地域福祉基本計画」（以下「本計画」という。）を策定し、だれもが自分らしく安心して暮らし続けられる地域づくりをめざしています。

１の２

計画の位置づけ

かっこ１

地域福祉基本計画の位置づけ

本計画は、地域福祉を推進するための中心的な計画である「区地域福祉計画（地域福祉ビジョン等 ）」（以下「区地域福祉計画等」という。）を支援する基礎的な計画であり、各区の区地域福祉計画等と一体で、社会福祉法第107条に基づく市町村地域福祉計画を形成するものです。

生活困窮者の自立を支援する取り組みを記載するとともに、成年後見制度の利用の促進に関する法律に基づき市町村が定める基本的な計画としての位置づけを有しています。

かっこ２

分野別計画・関連計画等との関係

本計画は、地域という視点から各分野別計画を横断的につなぐことで、年齢や性別、障がいの有無、生活課題の違いにかかわらず、すべての人の地域生活を支えるため、保健・福祉の各分野別計画が共通して取り組む目標を明確にするとともに、生活に関わるさまざまな分野の施策と連携して取り組むことをめざします。

かっこ３

社会福祉協議会の地域福祉活動推進計画との関係

社会福祉協議会は社会福祉法において、地域福祉推進の中心的な担い手として規定されています。本計画と、大阪市社会福祉協議会が策定している大阪市地域福祉活動推進計画は、理念や方向性を共有しています。

２ページ

地域福祉基本計画の位置づけと他の計画等との関係（イメージ図）を掲載しています。

1の３

計画期間

令和３年度から令和５年度までの３か年とします。

1の４

圏域の考えかた

本計画は、さまざまな主体がそれぞれの役割を果たしながら、相互に連携・協働していくよう、重層的に圏域を設定し、「小地域（概ね小学校区）」を地域福祉を推進するにあたって基本となる圏域として位置づけます。

1の５

計画の推進・評価の体制

本計画の推進・評価は、「計画（Plan）」を「実施（Do）」し、「評価（Check）」して「改善（Action）」するという「PDCAサイクル」を活用し、効果的に取り組みを進めます。

「実施（Do）」については、福祉局長を委員長とする大阪市地域福祉連絡会議において、全庁的な体制で本計画の推進を図ります。

「評価（Check）」については、公募による市民委員や関係機関・団体の代表者等の参加による大阪市社会福祉審議会地域福祉専門分科会の、「改善（Action）」については、専門分科会のもとに設置している地域福祉基本計画策定・推進部会の意見をそれぞれ聴きながら、計画推進状況の評価や、評価にもとづく改善方策の検討を行います。

３ページ

２

地域福祉を取り巻く現状

福祉課題は地域ごとに異なり福祉ニーズも多様化

区別の高齢化率推計（令和27年）をあらわす図を掲載しています。

出典：大阪市人口ビジョン（令和２年）

区ごとに高齢化率が異なるなど、地域福祉に関するニーズも様々であり、引き続き地域の実情に応じた創意のある取り組み、特に地域福祉推進の基本圏域と位置づけた小地域における取り組みを進めていくことが大切です。

高齢化が進み、外国人住民・

障がいしゃ数は増加

65歳以上の世帯状況の推移をあらわす図を掲載しています。

出典：国勢調査

外国人住民数の推移をあらわす図を掲載をしています。

出典：大阪市市民局（かくねん12月末現在）

障がいしゃ手帳所持者数の推移をあらわす図を掲載しています。

出典：大阪市福祉局（かくねん度まつ現在）

これらの人が抱える課題を解決するためには、その声に耳を傾け、地域全体の課題として受け止め、包括的な支援を行うことができる

仕組みをつくる必要があります。

４ページ

地域福祉活動に関心がある人は約６割

現在、地域福祉活動に参加している人は約１割

地域福祉活動への関心をあらわす図、地域福祉活動への参加状況をあらわす図、地域福祉活動へ参加しなかった理由（複数選択）の推移をあらわす図を掲載しています。

出典：いずれも大阪市における地域福祉にかかる実態調査報告書（世論調査）（令和がんねんど　ばっすい）

だれもが気軽に参加できる活動の場や、取り組みやすい活動事例の情報の発信、様々な参加形態の啓発や周知を行うことが大切です。

地域ではさまざまな地域福祉活動が行われています

社会福祉施設の取り組みの実施状況（施設数）をあらわす図を掲載しています。

出典：大阪市社会事業施設協議会の資料をもとに大阪市福祉局が作成

共同募金（一般募金）実績額の状況をあらわす図を掲載しています。

出典：（社福）大阪府共同募金会の資料をもとに大阪市福祉局が作成

大阪市内には高齢者や障がいしゃ、児童等の福祉施設が多数あり、各施設で地域を対象とした公益的な取り組みが、継続的に実施されています。

また、民間の募金運動である共同募金運動で集まった募金は、その地域の福祉活動に使われていることから、地域福祉の推進に役立っています。

５ページ

孤立死を身近に感じるひとり暮らしの高齢者が約６割

孤立死に対する意識をあらわす図を掲載しています。

出典：高齢者実態調査報告書（令和２ねん3月）

見守り活動を充実するなど、だれもが安心して暮らし続けられるまちづくりを進めることが必要です。

虐待の通報や相談件数が増えています

高齢者虐待（養護者による虐待）通報等件数の推移をあらわす図を掲載しています。

出典：大阪市福祉局

こども相談センター（児童相談所）における児童虐待相談件数の推移をあらわす図を掲載しています。

出典：大阪市こども青少年局

障がいしゃ虐待（養護者による虐待）通報等件数の推移をあらわす図を掲載しています。

出典：大阪市福祉局

身近な虐待の兆候にいちはやく気づき、適切な機関に相談・通報することが重要です。また、虐待を未然に防止し早期に発見するために、地域において情報を共有し、連携協力できるネットワークの構築が必要です。

６ページ

３

計画の基本理念と基本目標

３の１

基本理念

本計画では、だれもが、同じ地域で、自分らしく安心して暮らし続けていくことができる地域共生社会の実現をめざしています。それは「人権が尊重される、差別のない社会」が実現された社会と言えます。

そのような地域共生社会をめざしていくには、地域を構成する一人ひとりの市民が、誰もが保障されている権利を当たり前に行使できる社会でなければならないことは言うまでもありません。

どのような事情であっても社会的援護を必要としている人がいれば、その人と地域の関係が途切れないように積極的に支援する、そのような支え合い、助け合いによるつながりを基礎として地域共生社会は成立することとなります。

住民や行政をはじめ、地域に関わるすべての人が、共に地域福祉の推進に取り組んでいくために、だれもがわかりやすく、共有できる基本理念として次のとおり定めます。

だれもが自分らしく安心して暮らし続けられる地域づくり

３の２

基本理念の考えかた

特に大切な視点として、次の５つの視点があります。

かっこ１

人権尊重の視点

特定の人を排除する社会は弱くもろい社会であるという考えかたのもとに、男女共同参画や当事者参加の視点を踏まえ、一人ひとりの人権が尊重され、すべての人が共に生き、共に暮らすことができる地域をめざします。

かっこ２

住民主体の地域づくりの視点

地域のさまざまな問題を地域の中で解決していくための話し合いの

ばづくり、住民の意見をまとめて、政策や計画に反映させていくための

仕組みづくり、住民組織と行政との協働のありかたを検討していくことで、住民が、主体的に、生活しやすい地域づくりに関わることができる地域をめざします。

かっこ３

ソーシャル・インクルージョンの視点

社会的援護を必要としている人々を排除することなく、そのような人々が直面している課題や問題を、地域の課題として浮かび上がらせ、解決に向かってともに支え合うことができる地域をめざします。

７ページ

かっこ４

福祉コミュニティ形成の視点

主体性をもった住民が集まり、話し合い、計画し、行動することができるような、自立と連帯を支える多様な

仕組みと、地域生活を支援する専門的な保健福祉サービスなどが、うまく連携していく福祉コミュニティを形成していくことをめざします。

かっこ５

多様な主体の協働（マルチパートナーシップ）の視点

住民、NPO、社会福祉事業者、企業等のさまざまな活動主体と行政が、お互いを認め合い、連携を深め、それぞれが有する強みを発揮することで、課題解決に向けた協働の取り組みを広げていきます。

３の３

計画の基本目標

基本目標１

気にかける・つながる・支え合う地域づくり

お互いが配慮し存在を認め合い、支え合うことで、地域で孤立せずその人らしい生活を送ることができるような、気にかける・つながる・支え合う地域づくりを進めます。

基本目標２

誰でも・いつでも・なんでも言える相談支援体制づくり

支援を必要とするすべての人に必要な支援が行き届く地域社会の実現に向けて、生活の場である地域を基盤として、だれでも・いつでも・なんでも言える相談支援体制づくりを進めます。

３の４

計画の体系

計画のたい系図を掲載しています。

８ページ

３の５

計画の指標

計画の進捗状況を把握するため、次の指標を設定し、その数値の変化を確認しながら計画に基づく取り組みの効果を検証し、必要に応じて計画の見直しや改善を図ります。

評価項目・評価指標　令和がん年度の状況の順で示しています。

住んでいる地域で住民同士の「つながり」を感じる市民の割合　54てん1%

日常生活に関することで地域の人に手助けをしている市民の割合　40てん2%

地域福祉活動に「関心がある」と答えた市民の割合　58 てん9%

地域福祉活動に「参加したことがある」と答えた市民の割合　22てん1%

地域福祉活動に関する広報啓発実施回数　992回

「寄付したことがある」「したいと思う」と答えた市民の割合　73てん3%

市社協・区社協におけるボランティア登録者数　35210にん

地域課題やニーズについて地域全体で解決に向け取り組む

仕組みがある区の数　17区

お住まいの地域において家族や親類以外で困りごとを相談する人がいる市民の割合　68てん6%

各区社会福祉協議会による地域福祉活動に対する支援への評価（5段階）　3てん8点

多様な事業主体が参画する協議たい・ワーキングの開催回数（生活支援体制整備事業）　259回

大阪市における保健、医療または福祉の増進を図る活動をおこなっているNPO法人の数　824法人

何らかの公益的な取り組みを実施していると答えた社会福祉施設の割合　85てん4%

福祉避難所登録箇所数　344箇所

災害じ等にひとりで避難できない高齢者世帯のうち手助けを頼める人がいない世帯の割合22てん5%

家族や親族を除き、災害じなど緊急時に協力を求めることができる人がいない障がいしゃ（じ）の割合

　26てん3%

9ページ

評価項目・評価指標　令和がん年度の状況の順で示しています。

「総合的な支援調整の場（つながる場）」の開催回数　158回

つながる場の開催における生活困窮者自立支援相談窓口を経由した件数／割合　33件／20てん9％

こどもサポートネットで支援につながった人数／割合

いち　アセスメント対象者として把握した人数　　2678にん／6てん1％

に　アセスメントから支援につなげた人数　1969にん／73てん5％

複合的な課題を抱えた人を支援するために、専門家等による支援を受けた回数127回

再掲地域福祉活動に「参加したことがある」と答えた市民の割合 22てん1%

地域において実施されている見守り活動の認知度　71てん0%

虐待が疑われる状況を発見した時に通報（通告）する割合　必ず通報（通告）する　27てん1％

成年後見制度の認知度　（法定）44てん5%　（任意）21てん8％　（市民後見）5てん7％

成年後見制度相談受付件数　1034件

成年後見制度利用もうし立て支援件数　1103件

10ページ

基本目標１

気にかける・つながる・支え合う地域づくり

１の１

住民主体の地域課題の解決力強化

世代や属性に関わらず、住民に、地域での支え合い、助け合いの意識づくりと、地域福祉活動に参加するきっかけをつくり、地域福祉活動に参加する住民を増やしていくことに取り組みます。

地域課題やニーズを住民同士で共有し、解決策を話し合う場づくりと、見守り活動や居場所づくりなど地域福祉活動やボランティア活動を支援することにより、支え合い活動を推進し、みんなで支え、助け合う地域づくりをめざします。

地域のみでは解決が難しい課題等については、福祉専門職や行政につなげる

仕組みづくりを進めます。

住民主体の地域福祉活動を、区役所と区社協が連携しながら支援するとともに、今後、ますます増加する地域の高齢者ニーズに対応するため、新たな地域の資源開発などを進めていきます。

主な取り組み

地域での支え合い、助け合いの意識づくり

教育と福祉の連携強化による福祉教育の充実

身近な地域における地域福祉活動の人材の育成

ボランティアの育成・確保

ICTを活用したきっかけづくりや情報提供

寄付文化を醸成する取り組み

地域における自主グループ活動の支援

地域におけるよう援護者の

見守りネットワーク強化

11ページ

１の２

地域福祉活動への多様な主体の参画と協働の推進

多様な主体の参画を促し、協働（マルチパートナーシップ）を推進するために、情報発信や研修・

啓発、マッチングやコーディネート、資源の橋渡しを行う事業を促進するとともに、社会福祉法人の地域社会への貢献活動の推進を支援します。

主な取り組み

市民活動への支援

地域公共人材の派遣による支援

市民活動団体への助成による支援

市民活動の持続的な実施に向けた支援

企業等の福祉活動への積極的な参加の支援

１の３

災害じ等におけるよう援護者への支援

地域の自主防災組織により、避難行動よう支援者への対応を的確に行うことができるよう、地域福祉の取り組みと自主防災の取り組みの一体的な推進を図ります。

主な取り組み

災害じの的確な情報伝達の仕組みづくり

福祉避難所の確保の推進

災害ボランティアセンターの設置・運営

総合防災訓練の実施支援

災害じに支援が必要な人の把握と避難支援の仕組みづくり

12ページ

基本目標２

だれでも・いつでも・なんでも言える相談支援体制づくり

２の１

相談支援体制の充実

さまざまな相談支援機関が連携することで、相談者の属性・世代・相談内容に関わらず、受け止めることができる相談支援体制の構築を図ります。

複合的な課題を抱えている事例や、制度の狭間に陥りがちな事例に対しては、令和がん年度から実施している「総合的な相談支援体制の充実事業」を活用し、さまざまな相談支援機関が連携して支援する取り組みを推進します。

こどもの貧困対策と連携して、支援が必要なこどもや子育て世帯を学校において発見し、区役所

等の適切な支援につなげられるよう、大阪市こどもサポートネットの充実を図ります。

相談支援機関の職員や行政職員等の福祉人材の育成・確保の取り組みを進めます。

他都市、民間企業及び大阪市のモデル事業におけるICT活用の先行事例を参考に、福祉分野の相談支援業務における活用に向け、関係先と調整を進めます。

課題解決の手段として、複合的な課題や狭間のニーズに対応できるよう、多様な主体による地域活動の展開を促進します。

主な取り組み

福祉人材の育成・確保（福祉専門職・行政職員）

窓口業務におけるICTの活用

聴覚障がいしゃ支援用音声認識アプリユーディトークの導入

生活困窮者の自立支援

13ページ

２の２

地域における見守り活動の充実

地域における見守りや

助け合い活動

を支援するとともに、ICTの積極的な活用など、より効果的な方法を検討することにより見守りのネットワークを広げ、市民一人ひとりが地域で支え合う関係づくりに取り組みます。

主な取り組み

地域の主体的な見守り活動への支援

地域におけるよう援護者の見守りネットワークの強化

民生委員・児童委員による見守り活動

認知症高齢者位置情報探索事業

２の３

権利擁護支援体制の強化

個人としての尊厳が重んじられその尊厳にふさわしい生活が保障されるよう、認知症や知的障がい、精神障がい等により判断能力が十分ではない人の意思決定を支援し、本人が選択できる機会を確保するための取り組みを進めます。

成年後見制度の利用促進や、虐待の専門的対応に向けた取り組みを進めます。

主な取り組み

虐待防止に関する啓発や虐待防止ネットワークの推進

成年後見制度の利用促進の取り組み

福祉サービス提供事業者への助言・指導

福祉サービスの適切な情報提供

14ページ

４

各区に共通する課題等への具体的な取り組み

大阪市では区ごとに、地域福祉計画等を策定し、地域福祉を推進しています。

本計画の２つの基本目標に沿って実施するさまざまな取り組みの中には、各区に共通した福祉課題への対応として、最低限実施する基礎的部分となるしくみや、市全域で中長期的な視点をもって進めていくことが必要な取り組みがあります。

４の１

相談支援機関・地域・行政が一体となった総合的な相談支援体制の整備

大阪しでは、令和がん年度から、一つの相談支援機関だけでは解決できない複合的な課題を抱えた人や世帯に対し、各相談支援機関や地域住民、行政等が分野を超えて連携し、支援することができる総合的な相談支援体制の充実に向けて、全区において「総合的な相談支援体制の充実事業」を実施しています。

自ら助けを求めることができず、地域社会から孤立しがちな人を支える

仕組みとして、平成27年度から「見守り相談室」を設置し、見守りネットワーク事業を実施しています。

こうした専門的な相談支援機関による支援と、地域における見守り活動による支援の取り組みにより、相談支援機関・地域・行政が一体となった総合的な相談支援体制の整備を進めます。様々な取り組みの相乗効果により「地域の福祉力」の向上を図り、高齢者、

障がいしゃ、こどもといった対象者にかかわらず、問題が深刻化する前に支援が必要となる人に目が行き届き、早期の把握・早期の対応ができる「予防的なアプローチ」が可能となる地域づくりをめざします。

15ページ

４の１の１　　複合的な課題を抱えた人への支援体制の充実

現状と課題

「総合的な相談支援体制の充実事業」では、既存の

仕組みでは解決できない複合的な課題を抱えた人や世帯に対し、関係者が一堂に会して支援方針を話し合う「総合的な支援調整の場（つながる場）」を開催するなど、「相談支援機関・地域・行政が一体となった総合的な相談支援体制」の充実を図っています。

区役所内の分野横断的な連携を進めていくことや、関係機関等を調整する役割の区職員の福祉施策に関する幅広い知識や調整力等のスキルアップが必要となっています。

取り組み目標

専門的な相談支援機関がそれぞれの分野を超えて連携する

仕組みの充実を図るとともに、地域の見守り活動と連携した支援体制の充実に向けて取り組みを進めます。

①

支援をコーディネートするための

仕組みづくり

分野ごとの相談支援機関、地域だけでは解決できない課題を抱えた人に対して、複合的なニーズに対応するさまざまな支援をコーディネートする

仕組みの充実を図ります。

②

相談支援を行う機関や人を支える

仕組みづくり

複合的な課題を抱えた人に対し、的確に支援を行っていくことができるよう、また、区保健福祉センターや相談支援機関等がスキルアップできるよう、スーパーバイザーによる助言や研修等ができるしくみを引き続き実施します。

③

地域における見守り活動と連携する

仕組みづくり

複合的な課題を抱え、自ら助けを求めることができない人が、必要な支援を受けながら地域で安心して暮らせるよう、地域における見守り活動との連携を進めます。

16ページ

４の１の２　　よう援護者の発見と地域における見守り体制の強化

現状と課題

見守りネットワーク事業は、各区社協に「見守り相談室」を設置し、地域にて支援を必要としている人を発見し、適切な支援につなげるネットワークの強化を図るとともに、災害じの避難支援にもつながる関係づくりに取り組んできました。

取り組み目標

①

地域における見守り活動の活発化にかかる支援

見守り活動の活動者が、やりがいや手ごたえを感じながら活動を継続することができるよう支援します。

見守り活動に関する発表の場が、見守り活動に関心を持つ人が増え、活動の輪が広がるよう取り組みます。

生活支援コーディネーター等との連携強化を図るとともに、見守り活動を行う団体間の相互連携を支援します。

集いの場などに集まる参加者同士が、「支援するがわ」「支援される側」に区分されることのない、地域における見守り活動を住民全体に広げるよう取り組みます。

見守りネットワーク事業が行う日頃の

見守り活動と、防災担当における取り組みとの連携・共有等を進め、地域住民同士のネットワーク強化につなげます。

②

孤立世帯等への取り組み強化

区域を越えてCSW同士が定期的に情報交換を行う場を設け、スキルアップに努めます。

制度の狭間や複合的な課題を抱える事例に対し、市内全域に展開した「総合的な支援調整の場」を活用します。

③

認知症高齢者等を見守るための体制の強化

警察と連携して、保護された本人の同意またはその家族からの相談をもとに「見守り相談室」への事前登録や医療機関への受診の勧奨を行うとともに、介護保険サービスを利用する支援等を行う取り組みを進めます。

「見守りシール」等の配付を行うことにより、早期に身元を特定する取り組みを進めます。

認知症高齢者位置情報探索事業を実施するとともに、新たに「認知症アプリ」による認知症に関する正しい知識について広く普及・啓発を行うなど、ICTを活用した取り組みも進めます。

17ページ

相談支援機関・地域・行政が一体となった総合的な相談支援体制の図が掲載されています。

18ページ

４の２

福祉人材の育成・確保

高齢者、

障がいしゃ、子育て世代など、だれもが地域で自分らしく安心して暮らしていくためには、福祉人材の育成・確保が極めて重要となります。

地域福祉活動に参加する市民、福祉サービスの提供や専門的な相談支援に応じることができる福祉専門職、虐待への対応や複合的な課題に対応するため

相談支援機関の連携を主導する役割を担う行政職員、それぞれにおいて、地域福祉を推進するために人材の育成・確保の取り組みを進めていきます。

19ページ

４の２の１

地域福祉活動への参加促進

現状と課題

地縁による地域福祉活動は、参加者の減少や固定化・高齢化が深刻な課題となっています。あらゆる世代が地域福祉に関心を持ち、活動の輪が広がるよう取り組むことが重要です。

退職年齢に達する世代などは、知識や技能を活かして地域で活躍することは、新たなやりがいの発見、自己実現にもつながります。

将来の地域福祉活動の発展に向け、子どもたちを対象とした中長期的な視点による取り組みも重要です。

様々な年代の人が活動に興味を持ち、やりがいと充実感を持つことができるよう、取り組みを進めていく必要があります。

取り組み目標

①

地域福祉活動をはじめるきっかけとなる情報発信

地域活動、ボランティアに関する先駆的・先進的な事業や実践事例などの情報を発信し、気軽に地域福祉活動に参加できるようなきっかけづくりを行います。

情報発信は、広報誌やホームページ、SNSなど、ICTを含めた多様な媒体を積極的に活用します。

市社協や区社協が行うボランティア活動に関する情報発信等も、地域福祉活動に参加するきっかけづくりとしてさらに推進していきます。

②

福祉に関する広報啓発

地域福祉活動への参加促進に向け、世代に応じた取り組みを進めます。

小学生向け福祉読本の配付を行い、福祉の理解促進に取り組みます。

また、障がい当事者や福祉施設等との交流等の機会を設け、車いす体験、地域行事へのボランティア参加などの体験型学習と合わせ、福祉を身近に感じることができる機会となるよう取り組みます。

社会福祉施設や企業、大学、専門学校などが行う社会貢献活動や地域福祉に関する取り組み等を積極的に支援することにより、さまざまな活動主体の参画を促します。

大阪市社会福祉研修・情報センターにおいて開催している地域福祉に関する講習会・講演会等をさらに身近で魅力あるメニューにするとともに、ICT等を効果的に活用して参加しやすい工夫を行う等により、様々な世代が、地域福祉活動に関心をもち、参加するきっかけづくりを行います。

20ページ

４の２の２

福祉専門職の育成・確保

現状と課題

団塊の世代のすべてが75 歳以上の後期高齢者となる令和7年が目前にせまる中、人材の育成・確保は重要な課題となっています。

「社会福祉事業に従事する者の確保を図るための措置に関する基本的な指針」は、市町村は、研修やネットワークの構築などを行うとされています。

大阪市は、大阪市社会福祉研修・情報センターを中核施設と位置付け、取り組みを行っています。

福祉ニーズに対応するため、新たな人材確保に向けた取り組みを進めるとともに、福祉専門職が誇りをもって働き続けることができるよう、モチベーションの向上等につながる取り組みを強化していく必要があります。

大阪しにおいて令和がんねんに実施した施設調査では、外国人人材の受け入れ検討状況について、高齢者施設等・

障がいしゃ施設等で「わからない」「無回答」を合わせた割合は、およそ半数を占める結果となりました。今後も、国の動向を注視しながら、現場の実態に即した支援を検討する必要があります。

取り組み目標

①

福祉専門職の育成・定着を図る取り組み

「大阪市福祉人材養成連絡協議会」における情報交換を充実させるとともに、調査研究機関として、現場のニーズや実態を踏まえた企画や提案を積極的に行います。

仕事への誇りややりがいを伝える取り組みについて、市民への周知方法や周知の場等について検討を進め、より効果的なものとなるよう取り組みを進めます。

②

新しい人材の参入に向けた取り組み

福祉専門職が担っていた業務のうち、介護の周辺業務を担当する「介護助手（アシスタントワーカー）」など、福祉専門職が専門性の高い業務に専念できる環境を整備するとともに、新たな人材の確保にもつなげます。

中長期的視点によるアプローチも、より魅力的な内容となるよう工夫を行い、福祉・介護の理解促進やイメージアップに取り組みます。

21ページ

４の２の３

行政職員の専門性の向上

現状と課題

地域社会における福祉課題は一層複雑化・多様化・深刻化しており、加えて、行財政改革や法律・制度の相次ぐ改正

等により福祉を取り巻く環境も大きく変動しています。

大阪し福祉行政に携わる職員には、行政の役割を理解した上で、法や制度を理解し運用する能力や、必要な施策を企画立案する能力、分野をまたがる広範な知識、対人援助技術等を備えていることなど、さまざまな能力・知識等が求められており、さらに、深刻な虐待事案等権利擁護に関する対応、セーフティネット機能としての対応等、行政としての判断や高度な技術を用いた対応も必要となっています。

分野横断的な知識・技術や高度な判断力等は、短期間で習得できるものではなく、福祉行政に携わる職員の人材育成を組織的、体系的に実施し、質の高い福祉行政を推進していく必要があります。

取り組み目標

分野横断的な知識、技術等を備え、関係機関との緊密な連携のもと、市民ニーズを的確に把握し対応することができる職員を育成し、もって福祉行政の推進を図ります。

福祉行政を牽引する役割を担う福祉職員に対しては、大阪市「福祉職員」人材育成基本方針に基づき、専門的な知識、技術等の習得に関する研修を実施するなど、より高度な専門性の確保に向けた取り組みを進めます。

①

研修の充実

各区保健福祉センター職員に対する知識、技術等の向上に向けた研修を実施します。

福祉職員が専門職としての基礎となる能力等を計画的に習得することができるよう、経験年数に応じた専門研修等を実施します。

②

ジョブローテーションの推進

福祉行政に携わる職員が必要な経験や専門性を蓄積できるよう、計画的な人事異動や配置がえによる人材育成（ジョブローテーション）を推進します。

22ページ

４の３

権利擁護の取り組みの充実

大阪市においては、すべての人の権利を尊重しつつ、自己実現・自己決定を支援する取り組みを進めています。

高齢者や

障がいしゃ、児童に対する虐待の相談件数が増加するなど、個人の権利、利益が侵害され、安心安全な生活が脅かされている現状があり、虐待防止に関す　る取り組みをさらに推進します。

認知症や知的・精神障がいにより判断能力が低下した人が、地域で自分らしく安心して暮らすために、成年後見制度の利用促進に関する取り組みを推進します。

23ページ

４の３の１

虐待防止に向けた地域連携の推進

現状と課題

虐待は重大な権利侵害であり、虐待の防止や早期発見及びその適切な対応について、さまざまな取り組みを実施していくことが重要です。

虐待防止は、すべての人が虐待防止の意識をもち、身近な虐待の兆候にいちはやく気づき、適切な機関に相談・通報することが重要です。

虐待についての知識・理解の普及啓発に取り組むとともに、虐待を未然に防止し早期に発見するために、地域において情報を共有し、連携協力できるネットワークの構築が必要です。

施設従事者等に対して、研修や事例検討会・講演会等を行い、意識の向上を図る必要があります。

虐待対応に関する法的権限と責務を有する行政職員は、専門性の向上が求められています。

取り組み目標

地域において虐待についての知識・理解を深めるとともに、関係機関、行政機関が連携して支援できるようネットワークの構築を進めます。

施設従事者に対して研修等を行い、虐待防止の意識の向上を図ります。

①

地域における虐待についての知識・理解の普及啓発

あらゆる関係機関を対象に、虐待は、重大な権利侵害であること、地域での関わりが虐待の未然防止・早期発見につながることを広く周知します。

②

ネットワークの構築

虐待事例の支援に対して適切かつ迅速に対応するため、関係機関、関係団体、行政機関の連携を図ります。

③

施設従事者

等の意識の向上

事業者等への集団指導において、施設従事者

等の通報義務を周知徹底します。

実地指導を通じて、将来の虐待の芽を摘むために取り組むとともに、施設従事者の意識の向上を図ります。

④

虐待対応に従事する行政職員の専門性の確保

虐待対応において、職員の経験年数に応じた階層別研修等を行います。

24ページ

４の３の２

成年後見制度の利用促進

現状と課題

成年後見制度とは、認知症高齢者や知的障がい、精神障がい等により判断能力が十分ではない人に対し、成年後見人等が、本人に代わって福祉サービスの利用契約や適切な財産管理を行うことで、その人の生活を支援する制度です。

法定後見制度は、対象者の判断能力の程度に応じて、「後見」「保佐」「補助」に分かれます。

大阪市では、成年後見制度開始以降、市長もうしたて事務を実施するとともに、市長もうしたて事案におけるもうしたて費用および後見人報酬の助成を行っており、令和２年度からは、後見人報酬の助成対象を拡大しました。

平成19年に、大阪市成年後見支援センターを開設し、広報啓発・関係機関との連携、専門的な支援や、市民後見人の養成、支援に取り組んできました。

取り組み目標

「権利擁護支援の地域連携ネットワーク」の構築を進めてきました。大阪市成年後見センターを中核機関として、

仕組みを整備します。

①

地域連携ネットワーク構築の推進

相談支援機関が権利擁護支援を必要とする人を発見し、本人を中心とする「チーム」を形成し、支援にあたります。成年後見人等が選任された後も本人支援が必要な場合は、後見人とともにチームとして支援を行います。

「権利擁護支援の地域連携ネットワーク」が円滑に機能するよう、専門職団体、家庭裁判所等関係機関と連携協力し、成年後見制度の利用促進や後見人支援の取り組みを進めます。また、相談支援機関職員に対する継続的な研修の実施等、相談機能の充実に努めます。

②

成年後見制度の普及啓発の推進

理念はもとより、制度内容について、わかりやすい説明に努めます。

成年後見制度の早期利用を促進します。

③

市民後見人の養成・支援

市民後見人の活動を広く周知することにより知名度を向上させるとともに、一人でも多くの市民にご協力を得ることができるよう養成方法を工夫します。

身上監護を中心とする市民後見人の活動を拡大するとともに、その活動をサポートする中核機関の機能充実を図ります。

25ページ

メモです

26ページ

メモです

うらびょうし

大阪市地域福祉基本計画　概要版

令和3年3月

大阪市福祉局　生活福祉部　地域福祉課

〒530の8201　大阪市北区中之島1の3の二十

電話：06-6208-7970

ファクシミリ：06-6202-0990

ホームページ：httpｓ　コロン　スラッシュスラッシュ　www　ドット　c　i　t　y

ドット　O　s　a　k　a　ドット　lg　ドットjp　スラッシュf　u　k　u　s　h　i　スラッシュ　p　a　g　e　スラッシュ　0000523989　ドット　html